

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

■「平成24年分公的年金等の源泉徴収票」を発送しました

日本年金機構から、平成24年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様は、平成24年中に支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「平成24年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されました。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告の際の添付書類として必要となります。

なお、障害年金や遺族年金は所得税の課税対象になっていないため（非課税）、障害年金や遺族年金を受けている人には源泉徴収票は送付されません。

万一、源泉徴収票を紛失された場合

や未着の場合には、日本年金機構のねんきんダイヤルにおいて源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

ねんきんダイヤル
☎0570(05)1165

（050または070から始まる電話の場合は、☎03(6700)1165）
 受付時間 午前8時30分～午後7時（月曜日）

※ただし、月曜日が休日の場合は火曜日

午前8時30分～午後5時15分（火～金曜日）

午前9時30分～午後4時（第2土曜日）

※日曜日、祝日はご利用いただけません。

※発送まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方は栃木年金事務所（☎0282(22)4134）へお問い合わせください。

なお、源泉徴収票は日本年金機構に登録されている、ご本人の住所に送付されます。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金の相談については年金事務所及び年金相談センターで受付けています。お問い合わせ等の際は、年金証書等基礎年金番号・年金コードが分かるものをご用意ください。

■こんなにお得な口座振替

平成24年度において、納付書で毎月納付した場合と比較した割引額は次のとおりです。

納付方法	割引額
毎月納付（翌月末引落し）	割引なし
毎月納付（当月末引落し）	50円／1か月 （年間割引額600円）
6か月前納	1,020円／6か月 （年間割引額2,040円） 1か月あたり170円
1年前納	3,770円／1年 1か月あたり314.16円

■口座振替の申し込みについて

国民年金の保険料は、口座振替により納めることが可能です。申し込み先は預貯金口座をお持ちの金融機関、郵便局または年金事務所になります。申し込みには基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳等で基礎年金番号をご確認ください。また、金

融機関等届出印の押印が必要となります。

口座振替での平成25年度分1年前納及び平成25年4月～9月分の6か月前納のお申し込みは平成25年2月28日（木）までとなります。（すでに口座振替にて前納されている方は、再度お申し込みの必要はありません。ただし、口座振替の引き落とし方法を変更される場合は再度お申し込みが必要です。）

なお、口座振替日は平成25年4月30日（火）です。

※金融機関等届出印の相違や口座名義人氏名等の相違により登録が遅れた場合は、手続きが間に合わない場合がありますので、申込用紙ご記入の際は、届出印と口座名義人氏名等の確認をお願いします。

※一部納付（半額免除など）の方の口座振替は、毎月納付（割引なし）となります。

※残高不足で口座から引き落としができなかった場合は、割引がなくなりますのでご注意ください。（毎月の口座振替に切り変わります）特に、初めての口座振替で1年度分または6か月前分の前納を申し込みされた方は、前納の保険料に加えて前年度の3月分の保険料が同時に引落としとなりますので残高不足にご注意ください。